

## 資料 4

### 地域公共交通計画の作成と協議会の体制について

#### 地域公共交通計画とは

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に定められた地域公共交通のマスター プラン(前・地域公共交通網形成計画)。

当市においては、令和6年度作成予定。

作成に際しては、同法第6条に基づく協議会<sup>①</sup>で協議を行う。

#### 地域公共交通調査事業

地域公共交通計画の策定に必要な経費に対する補助金

補助率:1/2

補助対象事業者:地域公共交通活性化再生法に基づく協議会<sup>②</sup>

→補助金の受入、業務発注等を協議会で行う必要あり

協議会<sup>①</sup>=地域公共交通活性化再生法に基づく協議会<sup>②</sup>=福津市地域交通体系協議会

ただし、現在の協議会は市の附属機関であるため、契約等ができない。

#### 今後の体制

協議会に任意団体としての側面を持たせ補助金の活用を可能にする。規約案は別添参照。

附属機関:福津市地域交通体系協議会 ⇒協議内容は基本的に今までどおり

任意団体:福津市地域交通体系協議会(法定協議会) ⇒地域公共交通計画に関するこ

→同日共同開催。任意団体としての会議は補助事業のある年度のみの開催。

## 福津市地域交通体系協議会(法定協議会)規約(案)

令和〇〇年〇月〇日制定

### (目的)

第1条 福津市地域交通体系協議会(法定協議会)(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下、「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

### (事務所)

第2条 協議会は、事務所を福岡県福津市中央一丁目1番1号に置く。

### (事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

### (組織)

第4条 協議会は、福津市地域交通体系協議会(以下「交通体系協議会」という。)の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、交通体系協議会の委員にある期間とする。

### (役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監査委員 2人

### (会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、交通体系協議会の会長及び副会長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

### (会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議決方法は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

### (協議結果の尊重義務)

第 8 条 協議会で協議が整った事項については、当該関係者はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第 9 条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第 10 条 第 3 条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第 11 条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、福津市都市整備部都市計画課に置く。

3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第 12 条 協議会の運営に要する経費は、福津市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第 13 条 協議会に監査委員を 2 人置く。

2 協議会の出納監査は、会長が委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第 14 条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この規約は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。